

- (4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送すること。
- ① 電子入札システムによる入札の締切は、令和元年11月8日11時00分。
- ② 紙による持参の場合は、令和元年11月8日11時00分。九州地方整備局総務部経理調達課まで持参。
- ③ 郵送による入札書の受領期限は、令和元年11月8日11時00分。郵送先は、九州地方整備局総務部経理調達課。
- 開札は、令和元年11月13日15時30分九州地方整備局総務部経理調達課入札室にて行う。
- (5) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法 令和元年10月15日から令和元年11月8日まで(利付国債の提供の場合は令和元年10月29日まで) 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 九州地方整備局総務部経理調達課調達第二係 電話092-418-3345 持参、郵送(書留郵便に限る。提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出すること。
- 5 その他
- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ① 入札保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行 福岡支店)。ただし、利付国債の提供(取扱官庁 九州地方整備局)又は銀行等の保証(取扱官庁 九州地方整備局)をもって入札保証金の納付に代えることができる。
- また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。
- ② 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書、資料又は技術提案書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 配置予定監理技術者等の確認 落札者決定後、工事実績情報システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。
- (5) 契約締結後の技術提案 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が採用された場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は設計図書等による。
- (6) 手続における交渉の有無 無
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (10) 一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記4(3)により申請書、資料及び技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該一般競争参加資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- 当該一般競争参加資格の決定に係る申請は、当該者(当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。)の「競争参加者の資格に関する公示」(平成30年10月1日付国土交通省東北地方整備局副局長他7者公示)別記に掲げる本店所在地(日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。)の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、上記4(1)においても当該決定に係る申請を受け付ける。
- (11) 本案件は、資料の提出、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。
- (12) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masahiro Inada, Vice Director-General Kyushu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
- (2) Classification of the services to be procured : 41
- (3) Subject matter of the contract : Construction works of a berthing facilities at Taniyama area in Kagoshima Port
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 24 September 2019
- (5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 11 : 00 8 November 2019 (tenders brought with 11 : 00 8 November 2019 or submitted by mail : 11 : 00 8 November 2019)
- (6) Contact point for tender documentation : Nami Kiyoyama, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kyushu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2-10-7 Hakataekihigashi, Hakata-ku, Fukuoka-city, 812-0013 Japan. TEL 092-418-3345

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年8月23日

経理責任者 独立行政法人国立病院機構
榊原病院長 村田 昌彦

◎調達機関番号 597 ◎所在地番号 24

◎第3号

1 工事概要

- (1) 品目分類番号 41
- (2) 工事名 独立行政法人国立病院機構榊原病院 病棟等改修整備工事
- (3) 工事場所 三重県津市榊原町777 独立行政法人国立病院機構榊原病院内
- (4) 工事内容 本工事は既存病棟の改修工事、外構工事を行うものである。病棟改修整備工事(北病棟鉄筋コンクリート造地上3階建、南病棟鉄筋コンクリート造地上2階建のうち1階部分の改修)
- (5) 工期 約17ヶ月以内(最終完成工期は令和2年度予定)
- (6) 使用する主要な資機材 コンクリート約2m³、鉄筋約0.2t、鉄骨約2t、板ガラス約890m²

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則(以下、契約細則という。)第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。
- なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同5条中の「特別の理由がある場合」に該当する。
- (2) 厚生労働省から東海北陸地域における「建築一式工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、東海北陸地域の一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 厚生労働省から東海北陸地域における「建築一式工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(以下「客観点数」という。)が950点以上であること。
- また、(2)の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に客観点数が950点以上であること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 平成16年度以降に元請けとして完成引渡しが完了した次に掲げる工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。)
- ・R C造、S R C造又はS造、延床面積200m²以上の病院、診療所、若しくは社会福祉施設の新築、増築又は改修
- (6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に当機構の理事長又は経理責任者から指名停止を受けていないこと。
- (7) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
- ① 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者であること。
- ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。